



台風24号に伴う豪雨 【 道路：最終報 】

国道10号 都城市<sup>ありみず</sup>有水地区 土砂崩落  
《片側交互通行規制 解除のお知らせ》

平成30年10月1日から土砂崩落による片側交互通行規制を実施している国道10号の都城市<sup>ありみず</sup>有水地区において、復旧工事が完了し、安全に通行できるようになりましたので、以下のとおり規制を解除します。

長時間に渡りご不便をおかけいたしました。ご協力いただきありがとうございました。

記

- 規制の内容 片側交互通行規制
- 規制区間 国道10号 都城市<sup>ありみず</sup>高城町有水
- 規制解除時間 平成30年10月6日 3時30分

※ 通行規制情報については、宮崎河川国道事務所ホームページでも随時確認できます。

宮崎河川国道事務所ホームページトップ画面からご覧になる場合 <http://www.gsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

発表記者クラブ

宮崎県政記者クラブ

問い合わせ先 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所  
TEL 0985-24-8221 (代表)  
総括保全対策官 森 賢二  
調査第二課長 栗田 耕一郎